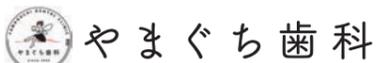


歯科

王寺町役場前

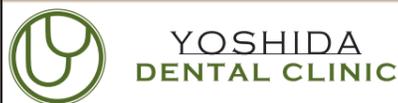


キッズスペースあり 完全個室あり

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:30~13:00	●	●	●	●	●	●	—
14:30~19:00	●	●	●	※	●	△	—

※木曜午後は訪問診療のみ △土曜午後は18:00まで

王寺町王寺 1-1-7 有リ
☎0745-31-0870
ご予約はお電話またはWEBで



0745-32-1015
http://yoshida-shika-iin.com



吉田歯科医院

診療時間
月・火 9:00~13:00
14:30~19:00
水・金・土 9:00~13:00
14:30~17:00
休診日 木・日・祝日
王寺駅南口 ヤオヒコのビルの4F



診療時間	月	火	水	木	金	土	日
AM 9:00~13:00	○	○	○	—	○	○	—
PM 14:00~17:30	○	○	○	—	○	○	—

休診日: 木曜・日曜・祝日
※祝日がある週は、木曜日も診療いたします。

奈良県生駒郡平群町三里741-1
☎0745-27-4992

歯周病予防 診断チェック

- 歯に歯垢がたまっていないか?
- 歯ぐきが赤く充血し、腫れていないか?
- 歯を磨いたときに出血しないか?
- 歯ぐきがむずがゆい感じがしないか?
- の中が嫌なにおい(口臭)がしないか?
- 歯ぐきを押しすと臭い膿みが出ないか?
- 食べ物がよく歯にはさまらないか?
- 水を飲むと歯や歯ぐきにしみないか?
- 朝起きたときに、□の中がねばついていないか?
- 歯が少しぐらぐらしないか?
- 歯ぐきが腫れ、痛まないか?
- 歯がグラついて、ものが噛みきれないことはないか?
- 歯が長く見えるようになっていないか?



ひとつでも心当たりがある場合は、早めに歯科検診を!

矯正歯科



院長 宮本 敬次郎
診療時間: 午後2時~8時
休診日: 水曜、日曜、祝日
TEL.0745-73-4041
王寺町王寺2丁目8-25 田中愛ビル4階
JR王寺駅南口から徒歩5分
https://m-ortho.net/

歯周病予防

歯磨きと歯ぐきブラッシングが基本

歯周病を予防するには、丁寧な歯磨きで歯垢を除去することが基本です。初期の歯周病は、自分に合った方法で、毎日丁寧にブラッシングすれば改善します。1年に1回は歯科検診を受けましょう。



しっかり噛む、禁煙する

食べ物をよく噛むことも大切です。よく噛んで食べると、唾液がたくさん出て食べカスも洗い流されるという自浄作用が働くほか、歯とあごの骨も丈夫になります。やわらかいものばかりでなく、歯ごたえのある食べ物もしっかり噛んで食べましょう。また喫煙も歯周病を悪化させる要素。喫煙する人は、できるだけ禁煙したほうが良いでしょう。



防災・救急

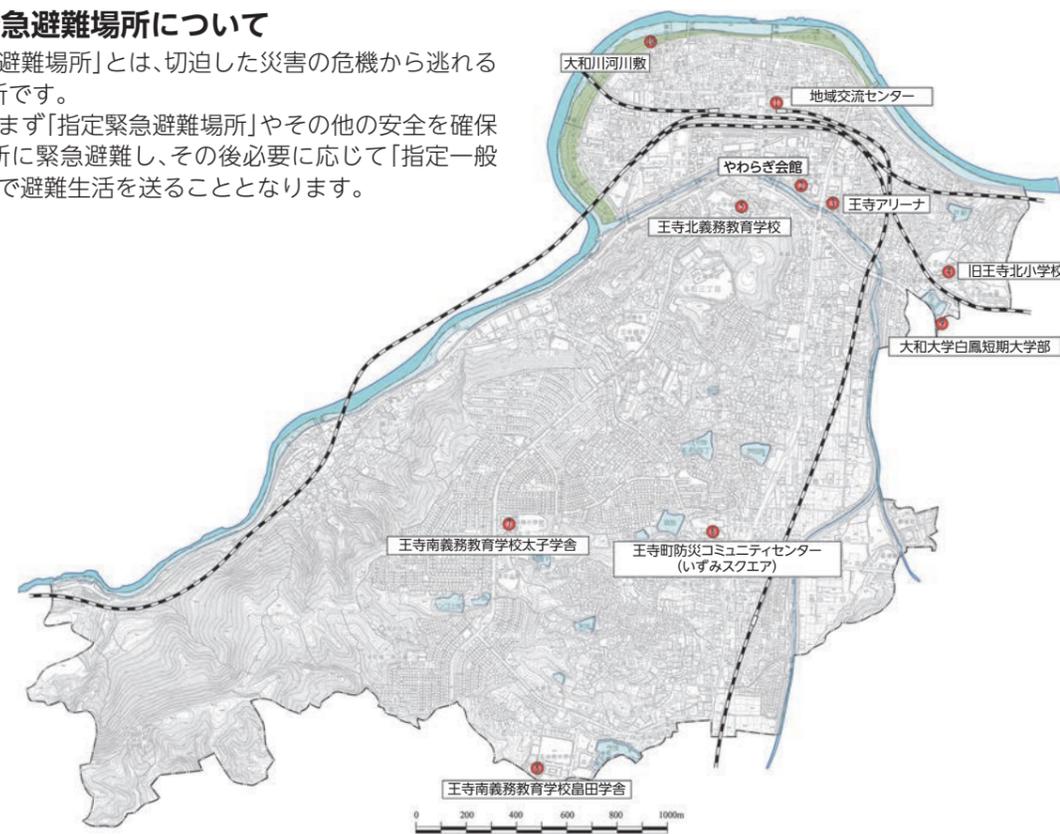
災害に備える

王寺町の指定緊急避難場所

防災統括室

指定緊急避難場所について

「指定緊急避難場所」とは、切迫した災害の危機から逃れるための場所です。災害時は、まず「指定緊急避難場所」やその他の安全を確認できる場所に緊急避難し、その後必要に応じて「指定一般避難所」等で避難生活を送ることとなります。



王寺町の指定緊急避難場所一覧

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類				
		洪水、内水氾濫	がけ崩れ、地滑り	土石流	大規模な火事	地震
1 地域交流センター	久度2丁目2番1-501号(リーベル王寺東館5階)	○	○	○	○	○
2 やわらぎ会館	王寺2丁目1番18号	○	○	○	○	○
3 王寺アリーナ	王寺1丁目1番1号	○	○	○	○	○
4 旧王寺北小学校(体育館、グラウンド)	舟戸3丁目7番18号	○	○	○	○	○
5 王寺北義務教育学校(体育館)	本町1丁目20番45号	○	○	○	○	○
6 王寺町防災コミュニティセンター(いずみスクエア)	本町4丁目645番地の1	○	○	○	○	○
7 王寺南義務教育学校 太子学舎(体育館、グラウンド)	太子2丁目1番30号	○	○	○	○	○
8 王寺南義務教育学校 畠田学舎(体育館、グラウンド)	畠田9丁目1703番地	○	○	○	○	○
9 大和大学白鳳短期大学部	葛下1丁目7番17号	○	○	○	○	○
10 大和川河川敷	久度地内	—	○	○	○	○

※1 王寺アリーナは、災害の程度により開放します。

※2 大和大学白鳳短期大学部は、旧王寺北小学校への安全な避難ルートを確認できないときのみ使用します。

警戒レベル4で全員避難

避難情報等

警戒レベル	避難情報等	あなたがとるべき行動
王寺町発令	レベル5	緊急安全確保 災害が発生・切迫しており、命が危険な状態です。直ちに身の安全を確保しましょう。
	～<レベル4までに必ず避難！>～	
	レベル4	避難指示 危険な場所から全員避難しましょう。移動が危険と思われる場合は、近隣や自宅内のなるべく安全な場所へ避難しましょう。
気象庁発表	レベル3	高齢者等避難開始 避難に時間のかかる人（高齢者や障がいのある人など）とその支援者は、危険な場所から避難しましょう。それ以外の人は避難の準備をしましょう。
	レベル2	注意報 避難に備え、避難先や避難経路などを確認しましょう。
	レベル1	早期注意情報 災害への心構えをし、非常持出品を準備したり、情報収集に努めましょう。

※警戒レベルは必ずしも1→5の順番で発令（発表）されるとは限りません。最新の情報に注意してください。
 ※警戒レベル5は既に災害が発生・切迫しており命の危険がある状態であることから警戒レベル4までに必ず避難してください。

警戒レベル4が発令されたら対象地区の人は声を掛け合い「全員で・安全に・確実に」避難しましょう

※避難とは「難を避けること」であり、必ずしも避難所に行くことではありません。
 例：車によって安全な場所へ過ぐす、親類の家に行くという選択肢もあります。

地震の場合

- ①突然発生し、建物倒壊や火災発生による負傷の可能性があるため、安否確認や救助活動が必要なことから、自主防災会等で予め決めている自治会館や公園などの安全な場所に集まり、安否確認等を実施する
- ②建物の倒壊等で避難が必要な人は集団等で指定緊急避難場所へ避難

災害時における情報の取得方法

王寺町では、さまざまな手段を用いて情報発信を行います。
 災害時の状況によって情報媒体も影響を受けますので、複数の手段を活用し、情報を入手していただきますようお願いいたします。

1	防災行政無線	町内32箇所のスピーカーから放送します。雨風が強い場合は聞き取れないことがあります。放送が聞き取れなかったときは、下記の番号に電話すると放送2時間後まで内容を聞くことができます。 ※防災行政無線テレホンサービス【☎0745-31-1102】
2	緊急速報メール(エリアメール)	緊急情報をスマートフォンや携帯電話に通知するシステムで、現在地の情報が取得できます。 ※一部対応していない機種もありますので携帯電話会社にお問い合わせください。
3	安全安心メール・LINE	王寺町独自のメール配信サービス及び公式LINEです。登録方法はP29をご覧ください。
4	王寺町公式サイト	トップページの緊急情報欄で緊急情報などをお知らせします。
5	テレビ・ラジオ	テレビではデータ放送などで情報が取得できます。
6	インターネット	「川の防災情報」などで河川の水位が確認できます。その他にもアプリなどが活用できます。

その他、必要に応じて自治会を通じた電話連絡などを行います。

王寺町安全安心メール

防災統括室

王寺町では、防災・防犯に関する緊急情報を登録いただいたみなさんの携帯電話やパソコン等に電子メールで配信する「王寺町安全安心メール」の運用を行っています。
 どなたでもご利用になれますので、ご登録ください。

- 配信する情報**
- 避難等防災情報、行方不明者捜索協力依頼、町イベント中止案内など防災行政無線で放送した情報
 - 特別警報、土砂災害警戒情報、その他王寺町に被害が起こりうる際の注意喚起(台風接近時など)
 - 王寺町や近隣町で発生した注意が必要な犯罪情報

- 登録方法**
- ◆安全安心メール登録方法
メールの受信を行う端末から、(anzent@oji-t.jp)へ空メールを送信し、返信されたメールに従って登録してください。
※受信制限をかけている場合は、“@oji-t.jp”をドメイン受信許可に設定してください。

- ◆公式LINE登録方法
LINEのID検索で「ojitown」と検索するか、右のQRコードを読み込んでください。

- 注意事項**
- 登録やサービスの利用は無料ですが、登録時やメールの送受信にかかる通信料は自己負担になります。
 - 携帯電話やスマートフォンでメール受信拒否設定をされている場合は、あらかじめ設定を解除していただくか、ドメイン指定受信設定(oji-t.jp)を行っていただく必要があります。
 - 文字数設定やURL付きメール受信拒否、シークレットコードなどの受信設定も適宜変更してください。
 - 携帯端末の操作方法については各携帯電話会社にお問い合わせください。



安全安心メール登録用ページ



LINE登録用ページ

王寺町自主防災組織

防災統括室

災害対策には、自助・共助・互近助・公助の連携が大切です。
 自主防災組織とは、地域住民が協力して「自分たちの地域を自分たちで守る」ために立ち上げる組織のことです。
 地域での避難行動を考える地区防災計画の策定や、平時からの避難訓練を实践し、災害時の被害を最小限に食い止めるための活動を行います。
 また、発災直後には、地域での助け合いや、安否確認などの活動を行います。
 王寺町では、現在50の地域が自主防災組織を設立しています。(令和6年4月時点)



救急・休日診療

救急病院一覧

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
奈良県西和医療センター	三郷町三室1丁目14番16号	32-0505	腎臓内科、循環器内科、消化器・糖尿病内科、呼吸器内科、脳神経内科、小児科、外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科、脊椎・脊髄外科、心臓血管外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、皮膚科・形成外科、麻酔科、放射線科、病理診断科、乳腺外科、総合内科
恵王病院	王寺町王寺2丁目10番18号	72-3101	外科、整形外科、脳外科、内科、形成外科
奈良友誼会病院	上牧町服部台5丁目2番1号	78-3588	外科、内科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、歯科、口腔外科

三室休日応急診療所

項目	内容
診療日	日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)。往診はしていません。
所在地	斑鳩町稲葉車瀬2丁目5番18号 ☎74-4100
診療科目	内科、小児科、歯科
受付時間	9:30～11:30(全科目) 年末年始は、8:30～11:30 12:30～16:30(全科目) 17:30～20:30(歯科を除く)

橿原市休日夜間応急診療所

項目	内容
診療日	毎日
所在地	橿原市畝傍町9-1 橿原市保健センター併設 ☎0744-22-9683
診療科目	小児科
受付時間	21:00～翌5:30

奈良県救急安心センター相談ダイヤル(救急車が病院かで迷ったら)

- プッシュ回線・携帯電話からは #7119
 - ダイヤル回線・IP電話からは ☎0744-20-0119
- ※24時間受付

こども救急電話相談(こどもの急病時に)

- プッシュ回線・携帯電話からは #8000
 - ダイヤル回線・IP電話からは ☎0742-20-8119
- ※平日…18:00～翌朝8:00
土曜日…13:00～翌朝8:00
日・祝・年末年始…8:00～翌朝8:00

奈良県広域消防組合 西和消防署

所在地	王寺町王寺1丁目1番3号 ☎73-1001
-----	--------------------------

西和警察署

所在地	王寺町葛下1丁目7番9号 ☎72-0110
-----	--------------------------

あなたは大丈夫?

犯罪から身を守る安全対策

もしかして「私だけは大丈夫」と思っていませんか?
犯罪や事故に遭わないための連絡先を覚えておきましょう。

事件・事故などの
警察への緊急通報は

110

困りごとなど
警察への相談は

シャープ きゅう いち いち まる

#9110

受付時間	平日 8:30～17:15 (各都道府県警察本部で異なります)
	土日・祝日・時間外 24時間受付体制の一部の県警を除き、 当直または音声案内で対応

出典元:警察庁発行「女性のための安全サポートブック」から編集・作成

AEDについて

防災統括室

AED(自動体外式除細動器)とは、心臓が細かいケイレンを起こしているとき(心室細動)に電気ショックを与えることによって、正しい動きに戻すためのものです。

心室細動を起こすと、1分経過するごとに約10%、助かる確率が減っていくといわれています。突然心肺停止状態に陥った場合、AEDを用い救命活動を迅速に行うことにより、大切な命を救える可能性があります。AEDは、機械が操作手順をアナウンス(声で指示)してくれますので、誰でも簡単に使用できます。大切な人の命を救うためには、早く心肺蘇生法(胸骨圧迫と人工呼吸)を実施すること、早くAEDを使用することが大切です。

王寺町内のAED設置場所

王寺町内でAEDを設置している施設・事業所を紹介します。
あなたのお住まいやお勤め先から最寄りのAED設置場所を確認しましょう。

王寺町の公共施設			その他の町内施設等		
区分	施設名	施設所在地	区分	施設名	施設所在地
庁舎	王寺町役場	王寺2-1-23	公共機関	西和警察署	葛下1-7-9
幼稚園	王寺北幼稚園	舟戸3-7-10	消防団 屯所	奈良県広域消防組合 西和消防署	王寺1-1-3
	王寺南幼稚園	明神2-12-1		消防団 第1分団 屯所	久度1-9-8
義務教育 学校	王寺北義務教育学校	本町1-20-45		消防団 第2分団 屯所	本町2-7-21
	王寺南義務教育学校 太子学舎	太子2-1-30		消防団 第3分団 屯所	元町1-7-36
	王寺南義務教育学校 畠田学舎	畠田9-1703		消防団 第4分団 屯所	藤井2-2-4
スポーツ 施設	王寺アリーナ	王寺1-1-1	消防団 第5分団 屯所	畠田4-19-21	
	健民運動場	元町2-1338-2	公共交通	JR王寺駅	久度2-6-10
防災施設	いずみスクエア	本町4-645-1	公共交通	JR畠田駅	畠田3-9
	文化福祉センター	畠田9-1608		近鉄王寺駅	久度3-4-20
福祉施設	片岡の家	本町2-20-20	金融機関	奈良交通西大和営業所	畠田1-181-1
	社会教育 施設	菩提キャンプ場 (冒険の森inおうじ)		太子2-813-4	三井住友銀行 大和王寺支店
地域交流 センター	地域交流センター	久度2-2-1-501		大和信用金庫 王寺支店	王寺2-7-23
	文化施設	やわらぎ会館	王寺2-1-18	南都銀行 王寺支店	王寺2-8-16
斎場	静香苑環境施設組合	王寺町畠田 1-153-1	農業協同 組合	三菱東京UFJ銀行 大和王寺支店	久度2-3-1-103
				商業施設	リーべる王寺
スポーツ 施設	COSPA王寺	王寺2-6-1		保育園	奈良県農業協同組合 西やまと支店
大学	イトマンスイミングスクール王寺	本町4-384-2	黎明保育園		久度4-7-35
	介護施設	片岡の里こども園	本町2-1-40	王寺工業高等学校	本町3-6-1
シルバー 人材センター		大和大学白鳳短期大学部	葛下1-7-17	大和園王寺デイサービスセンター	葛下3-161-1
		工場	大和園王寺デイサービスセンター グループホームここから王寺町	本町4-4-16	介護付き有料老人ホームだるま苑
工場	てんとう虫		畠田8-1507	シルバー人材センター	久度3-1-10
	工場	株ニチアス 王寺工場	王寺3-2-46	工場	葛城工業(株)王寺工場

- この一覧表は令和6年4月現在、王寺町が設置を把握しているものです。新規設置等の情報があれば王寺町公式サイトを随時更新します。
- 施設の利用可能時間の関係で、いつでもAEDが使用可能とは限りません。
- 町外のAED設置状況を確認する場合は、ウェブ検索サイトで「AED設置場所」を検索してください。

王寺町内民間のAED設置施設の管理者さまへ

- 王寺町公式サイトでの公表を希望する施設や既に公表しているがAEDの設置を止められる施設は、王寺町役場防災統括室に連絡をお願いします。
- 設置されているAEDのバッテリーや電極パッドの更新など、管理は各施設でお願いいたします。

救命講習を受講しましょう

消防署では、心肺蘇生法やAEDの使用方法を学ぶことができる普通救命講習を実施しています。自主防災組織などある程度まとまった人数で申し込みください。あなたの周りの人の大切な命を守るために、ぜひ受講しましょう!

◆普通救命講習についてのお問い合わせ

西和消防署 救急課 ☎73-1001(代表)

本人確認書類について

本人確認書類の例 有効期間内の原本が必要です

1 顔写真付き

- マイナンバーカード
- 住基カード
- 運転免許証
- 旅券(パスポート)
- 在留カード
- 身体障がい者手帳
- 療育手帳
- 特別永住者証明書 など

2 顔写真無し

- 各種健康保険被保険者証
- 共済組合員証
- 各種年金証書(手帳)
- 後期高齢者医療保険被保険者証
- 介護保険被保険者証 など

住民異動の届出や住民票・印鑑証明の交付申請	①②のうちのいずれか1点	ただし、印鑑証明の交付申請は代理人の場合のみ必要です。
戸籍に関する証明書の交付申請	①を1点または②を2点以上	—
婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知の届出	①を1点または②を2点以上	ただし、本人確認ができなかった場合や使用者による届出、休日・夜間の届出の場合は、郵送で当事者に届出のあったことを通知します。
印鑑登録及び廃止手続き	①②のうちのいずれか1点	本人による申請 ①を1点で即日登録 ②のみでは、後日届く照会書と②を1点(即日登録はできません。)

主な戸籍の届出

住民課

	届出期間	届出をする人	用紙の入手場所	必要なもの	届出の場所
婚姻届	期限なし(届出をしたときから効力があります)	夫・妻になる人	役場	●届書1通(成人の証人2名の署名が必要) ●届出をする人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)	夫・妻になる人の本籍地、または所在地の市区町村
死亡届	死亡の事実を知った日から数えて7日以内	●同居の親族 ●その他の同居者 ●同居していない親族等	役場、病院	●届書 ●医師の証明のある死亡診断書	死亡者の本籍地、届出人の所在地、または死亡したところの市区町村
出生届	生まれた日から数えて14日以内	父または母 上記の人が届け出られないときはお問い合わせください	役場、病院、産院	●届書 ●医師(助産師)の証明のある出生証明書 ●母子健康手帳	届出人の本籍地、所在地、または生まれたところの市区町村
離婚届(協議)	期限なし(届出をしたときから効力があります)	夫と妻	役場	●届書1通(成人の証人2名の署名が必要) ●届出をする人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)	夫もしくは妻の本籍地、または所在地の市区町村
離婚届(裁判)	裁判の確定、または調停の成立した日から数えて10日以内	夫、または妻	役場	●届書1通 ●調停調書の謄本、または裁判の謄本及び確定証明書	夫もしくは妻の本籍地、または所在地の市区町村

住民基本台帳(住民票)の届出

住民課

	届の種類	必要なもの
他の市区町村から引っ越してきたとき	転入届 異動した日から14日以内	●転出証明書 ●マイナンバーカード(お持ちの人のみ) ●窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等) ●在留カード、特別永住者証明書(外国人) ●代理人の場合、代理人の本人確認書類、委任状 ※転出地市区町村で、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードによる転出をした場合は、転出証明書は不要ですが、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードが必要です。
国外から引っ越してきたとき	転入届 異動した日から14日以内	●パスポート ●戸籍謄本(王寺町が本籍地の場合は不要です) ●戸籍の附票の写し(王寺町が本籍地の場合は不要です) ●マイナンバーカード(お持ちの人のみ) ●在留カード、特別移住者証明書(外国人のみ) ●代理人の場合、代理人の本人確認書類、委任状
町内で住所を移したとき	転居届 異動した日から14日以内	●窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等) ●マイナンバーカード(お持ちの人のみ) ●在留カード、特別永住者証明書(外国人のみ) ●代理人の場合、代理人の本人確認書類、委任状 ●国民健康保険証又は後期高齢者医療保険被保険証(加入の人のみ) ●介護保険被保険者証(加入の人のみ)
町外へ転出するとき	転出届(※) 転出する日まで	●窓口に来られる人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等) ●在留カード、特別永住者証明書(外国人のみ) ●代理人の場合、代理人の本人確認書類、委任状 ●国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療保険被保険者証(加入の人のみ) ●介護保険被保険者証(加入の人のみ)
世帯主が変わったとき(世帯を合併・分離したとき)	変更届 変更した日から14日以内	●窓口に来られる人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等) ●代理人の場合、代理人の本人確認書類、委任状 ●国民健康保険証(加入の人のみ)

(※) 町外へ転出するときは、転出証明書を交付します。

(※) 転出届は郵送でも行っていただけます。次の書類を住民課にお送りください。【●転出届(郵送専用) ●本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等)のコピー ●返信用封筒及び切手】詳しくは住民課にお問い合わせください。

引越しワンストップサービス

住民課

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインで転出届と転入(転居)の来庁予約の申請ができます。

このサービスを利用する人は転出にあたり、王寺町への来庁が原則不要になります。

転入先(これから住む予定の市区町村)の窓口での手続きは必ず必要です。

ワンストップサービスを利用される人へ

サービス利用できる方

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人は下記の内容を申請できます。

- 日本国内での引越し
- 申請者自身の引越し、申請者と同一世帯員、申請者以外の世帯員の引越し

申請可能期間

- 転出の申請をする場合:引越しする日まで
- 転入・転居の申請をする場合:新住所に住み始めてから14日以内まで

申請時の注意事項

- マイナポータルの不具合等により、サービス及びマイナンバーカードを利用できない場合は、窓口もしくは郵送でのお手続きになります。
- 申請状況については、マイナポータルの申請状況照会からご確認ください。
- ご利用には別途マイナポータルアプリのダウンロードが必要です。

特別永住者証明書の更新申請

住民課

特別永住者証明書をお持ちの人の有効期間の更新については、役場住民課で申請してください。

申請に必要なもの

- 特別永住者証明書
- パスポート(所持する場合に限る)
- 写真1枚(4.0cm×3.0cm)

本人通知制度

住民課

住民票の写し等の発行請求が代理人や第三者からあり、これを交付した場合に事前に登録した人へ交付の事実を通知する制度です。これは、不正請求の早期発見・抑止を図ることを目的としています。

登録できる人

- 王寺町に住民登録がある人(住民登録を削除された人を含む)
- 王寺町に本籍がある人(戸籍を除籍された人も含む)

登録に必要なもの

- 本人通知制度事前登録申込書
- 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
- 法定代理人の場合、それを証明する書類(戸籍謄本等)
- 任意代理人の場合、委任状

通知の対象となる証明書

- 住民票の写し(除票・改製原住民票も含まれます)
- 住民票の記載事項証明書
- 戸籍の附票の写し
- 戸籍の全部又は一部事項証明書(戸籍謄(抄)本)
- 除籍・改製原戸籍

※第3者による不正取得が明らかになった場合、本人に通知する告知型本人通知制度も導入しています。

戸籍・住民票に関する証明

住民課

住民票は役場住民課、出張所(文化福祉センター内・地域交流センター内)で発行することができます。出張所では戸籍関係は発行できません。

戸籍謄(抄)本・住民票の写しなどの証明一覧

証明書の種類	説明・手数料
戸籍謄(抄)本	戸籍に記載されたものの写し 1通 450円
除籍・原戸籍謄(抄)本	現戸籍より以前の戸籍に記載されたものの写し 1通 750円
戸籍届出の受理証明書	戸籍の届出が受理されたことの証明 1通 350円
戸籍附票の写し	本籍地で住所を証明するもの 1通 300円
住民票の写し	居住関係を証明するもの 1通 300円

郵送での請求

役場へ出向くことができない人のために、郵便等によって戸籍謄(抄)本・住民票の写しなどが請求できます。必要事項をご記入いただいた申請書を含む、下記の請求に必要なものを全て封筒に入れて、住民課宛に送付してください。

請求に必要なもの

- 申請書(郵送専用)
 - あて先を記入した返信用封筒及び切手
 - 本人確認書類のコピー(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等)
 - 手数料(定額小為替)
- ※現金を普通郵便で送ることは、郵便法(昭和22年法律第165号)第17条により禁止されています。

請求の際の注意事項

- 郵送請求時の定額小為替の送付は、できる限りおつりのないようお願いします。
- 手数料の額は市区町村により異なります。他市区町村に請求される場合は、本籍地または住所地の市区町村へご確認ください。
- 証明書の返送先は、原則として住民登録のある住所になります。

印鑑登録

住民課

印鑑登録申請

必要なもの

- 登録する印鑑
- 官公庁発行の顔写真付き公的証明書(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)

登録できる印鑑

印影の大きさは、一辺の長さが8mmを超え、また25mmを超えない正方形におさまるもの。住民基本台帳に記録されている「氏名」「氏」「名」または、「氏・名」の一部で組み合わせた文字で彫られたもの。

手数料 300円

印鑑登録をうけることができない人

- 15歳未満の人 ●意思能力を有しない人
- 王寺町に住民登録がない人
- すでに印鑑登録をしている人(登録できる印鑑は1人1つです)

印鑑登録申請の際の注意

申請する人が代理人の場合または顔写真付き公的証明書をお持ちでない場合、印鑑の即日登録、証明書発行ができません。本人確認のため3日前後かかりますので、日にちに余裕をもって手続きにお越しください。

印鑑登録証明書交付申請

必要なもの

- 印鑑登録証(印鑑登録された人にお渡しします)又はマイナンバーカード(本人来庁による交付申請のみ)
- 代理人の場合、代理人の本人確認書類

手数料 1通 300円

諸注意

印鑑登録証明書を発行するには『印鑑登録証(やわらぎカード)』が必要になります。忘れずにお持ちください。



▲やわらぎカード

印鑑登録証亡失届

- 必要なもの ●登録している印鑑 ●本人確認書類

手数料 不要

印鑑登録廃止届

- 必要なもの ●印鑑登録証 ●登録している印鑑 ●申請者の印鑑(代理人の場合)

手数料 不要

マイナンバーカード(個人番号カード)

住民課

マイナンバーカードは、王寺町に住民登録がある人で、本人の申請により交付されます。コンビニエンスストア等で住民票の写しや税の証明書等の交付に使用できます。また、このカードは本人確認書類としても利用できます。

交付申請の手続

申請できる人 本人(15歳未満の人・成年被後見人は、その法定代理人)

必要なもの

- ①個人番号カード交付申請書
- ②顔写真(タテ4.5cm×ヨコ3.5cm・最近6か月以内に撮影・無帽・正面・無背景のもの)

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用した各種証明書のコンビニ交付

住民票の写しなどの各種証明書はマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置しているマルチコピー機にて発行することができます。

取得できる証明書	住民票	印鑑証明書	所得証明書 課税(非課税)証明書	戸籍謄本(抄本) (全部(個人)事項証明書)	戸籍附票
ご利用条件	王寺町に住民登録がある		(※1)	本籍地が王寺町である	
	マイナンバーカードを持っている		※利用者証明用電子証明書(4ケタ暗証番号)の搭載が必要です		
ご利用条件		王寺町で印鑑登録をしている		住所が王寺町外の場合は、コンビニにあるマルチコピー機または、パソコンでの事前登録が必要(※2)(事前登録後、利用可能まで1~5開庁日かかります)	
手数料		200円		450円	200円
ご利用時間	6:30~23:00(※3)				
ご利用いただける場所	マルチコピー機の設置された全国のコンビニエンスストア等				

(※1) 税務課にお問い合わせください。

(※2) 一部登録できない事業所(コンビニエンスストア)があります。

(※3) 12月29日~1月3日及びメンテナンス日を除きます。

(注) 戸籍届出をされた場合、戸籍記載事項に変更が生じますので、届出をされた人の発行については住民課にお問い合わせください。

※本籍地が王寺町以外の場合は、本籍地市町村へお問い合わせください。

自動車臨時運行許可(仮ナンバー)制度

税務課

自動車の新規検査を受けるとき、または車検が切れている自動車を継続検査のため公道を走行させるときは臨時運行の許可を受ける必要があります。申請する人は必要書類等をお持ちの上、税務課までお越しください。

仮ナンバーの貸出し

必要なもの

- 自賠責保険証 ●自動車検査証
- 運転免許証 ●印鑑

ご利用期間 借りた日を含めて最大5日間

手数料 750円(一車両につき)

諸注意

- 仮ナンバーの数に限りがございます。在庫数を確認の上、お越しください。
- 予約を受け付けることはできません。

町税について

税務課

町税は、自主的に納期限内に納めましょう。

町税の主なもの

税目	内容
普通税	<ul style="list-style-type: none"> 町民税 <ul style="list-style-type: none"> ●個人…1月1日現在で王寺町に住んでいて、前年中に所得があった人(所得割と均等割)、また王寺町内に事業所、事務所または家屋敷などのある個人で、王寺町に住所のない人(均等割)にかかる税金です。 ●法人…法人町民税は、町内に事務所や事業所などがある法人(会社など)等にかかる税金です。均等割と法人税割が課税されます。 固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> ●1月1日現在で王寺町内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する人にかかる税金です。1月2日以後に取得された人は、翌年度から課税になります。 軽自動車税(種別割) <ul style="list-style-type: none"> ●4月1日現在で、バイク、軽自動車などを所有している人に課税されます。 ※軽自動車などを新規に購入したり、他人に譲渡や廃車をしたり、住所変更があった場合には、すぐに届け出てください。 町たばこ税 <ul style="list-style-type: none"> ●町たばこ税は、たばこの製造業者等が町内の小売販売業者に売り渡した、たばこに対してかかる税金です。
目的税	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税 <ul style="list-style-type: none"> ●1月1日現在で、王寺町内の市街化区域内に土地・家屋を所有する人にかかる税金です。

※国民健康保険税はP.38、後期高齢者医療保険料はP.40、介護保険料P.43で詳細をご覧ください。

町税の納期

町税	6月	8月	10月	1月				
町民税	6月	8月	10月	1月				
固定資産税	5月	7月	12月	2月				
軽自動車税	5月							
国民健康保険税	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
後期高齢者医療保険料	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
介護保険料	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※納期は各月末です。月末が土・日・祝日の場合は、翌月最初の金融機関営業日が納期です。

※12月は25日が納期限です。

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみよう。

音の鳴る信号機



地域によって音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



荷物で両手が使えなくても大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に出入りできます。

フラットな入り口



ベビーカーでも簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。

納税

税務課

町税(料)の納付は納付書を確認のうえ、各納期限までに納付してください。

納付場所

●王寺町役場税務課窓口

●金融機関

- ・南都銀行 ・みずほ銀行 ・京都銀行
- ・奈良信用金庫 ・大和信用金庫
- ・奈良中央信用金庫 ・奈良県農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行または郵便局(近畿2府4県)

★コンビニやスマホアプリ決済でも納付ができます。

※介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金のお支払いにはご利用できませんのでご注意ください。

★町民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の3税目については、地方税統一QRコードでも納付が可能です。

- 全国の地方税統一QRコード対象金融機関
- 各種スマホ決済アプリ
- クレジットカード払い(別途手数料がかかります)
- インターネットバンキング

※詳しくは、「地方税お支払いサイト」でご確認ください。
※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

納付は便利・安全・確実な口座振替で！！

口座振替できる税(料)目

- 町民税(普通徴収) ●固定資産税・都市計画税
 - 軽自動車税(種別割) ●国民健康保険税
 - 介護保険料 ●後期高齢者医療保険料
 - 保育園保育料 ●学童保育保育料 ●町営住宅使用料
- ※水道料金の口座振替についてはP.65をご覧ください。

簡単！キャッシュカードで口座振替を申し込めます
(ペイジー口座振替受付サービス)

税務課または国保健康推進課の窓口で、専用端末機にキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力するだけで、口座振替の申込手続きが行えるサービスです。(※クレジット決済ではありません。)

申込み可能な人

納税(納付)義務者または同一世帯の人(上記以外の方は、委任状が必要です。)
※法人等のご利用いただけません。

本サービスの対象金融機関

南都銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行(学童保育保育料を除く)
京都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、ゆうちょ銀行

申込みに必要なもの

- 対象金融機関のキャッシュカード(キャッシュカードの暗証番号も必要です。)

※家族カードや磁気ストライプのないカードなど一部のカードは利用できません。

証明・閲覧

税務課

税務課窓口で、下表の証明書の発行・閲覧を受付しています。

※申請時は、来庁された人の本人確認ができる書類(マイナンバーカード等)をご持参ください。

なお、代理人の場合は委任状が必要です。

税務証明一覧表

名称	窓口での交付手数料
納税証明	1件300円
所得証明(※)	
課税(非課税)証明(※)	
事業証明	
評価証明	
公課証明	1件1,300円
住宅用家屋証明	

(※)所得証明及び課税(非課税)証明は、出張所(地域交流センター内)、全国のコンビニエンスストアでも取得できます(→P.35参照)。

閲覧

名称	窓口での閲覧手数料
土地・家屋の課税台帳、名寄帳	無料
地番図、土地、家屋台帳	1件300円

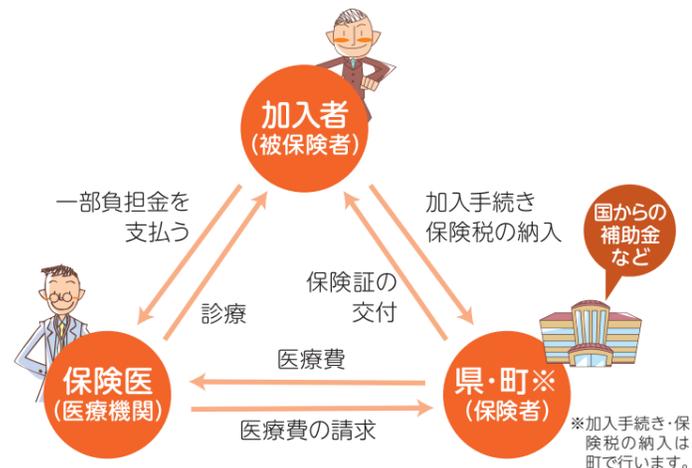


保険・年金

国民健康保険

国保健康推進課

国民健康保険(国保)とは、会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日頃健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費にあてようという助け合いの制度です。



こんなときは14日以内に届出を

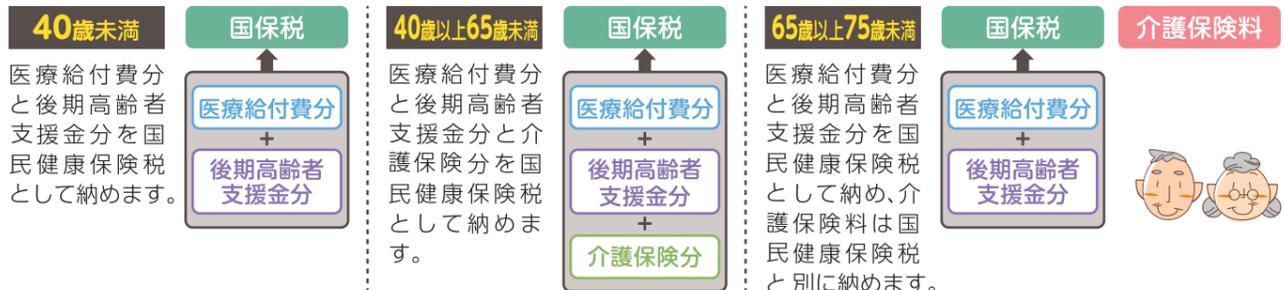
こんなとき	届出に必要なもの
奈良県外から転入してきたとき※	転入前の市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、同世帯の方の保険証
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入するとき	在留カード
奈良県外に転出するとき※	保険証
職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)、保険証
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保被保険者が亡くなったとき	死亡を証明するもの、保険証
生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証
外国籍の人がやめるとき	在留カード、保険証
奈良県内で住所が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
修学のため別に住所を定めるとき	在学証明書、保険証
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	使えなくなった保険証など

【マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類(免許証・パスポート等)】

※奈良県内の市町村間で住所を異動する場合、国保の資格は継続しますが、国保担当窓口へ届出は必要です。
 ※現行の「保険証」は、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」に移行し、マイナンバーカードを持っていない人には「資格確認書」を交付する予定です。これに伴い、上記届出の手続きは変更となる可能性があります。

国民健康保険税

国民健康保険税の納め方は、年齢によって異なります。



国民健康保険で受けられる給付

国保に加入していると、医療機関や薬局にかかったときの医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。

■ 病気やけがをしたとき(療養の給付)

医療機関の窓口で保険証※を提示すれば、自己負担割合に応じた一部負担金を支払うだけで医療を受けることができます。

※オンライン資格確認システム導入医療機関ではマイナンバーカードで受診可(登録必要)

- 診察 ● 入院・看護 ● 医療処置・手術
- 在宅療養(かかりつけ医による訪問診療)
- 薬や治療材料の支給

状況によっては、国保が使えない場合があります。(健診等保険適用外のもの、労災等に該当するもの)

■ 病気やけがで入院したとき

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として標準負担額を自己負担して、残りを国保が負担します。

■ あとで払い戻されるとき(療養費の支給)

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、申請して審査で認められれば、自己負担を除いた額があとから支給されます。

- 保険証を持たずに診療を受けたとき
- 重病人の入院や転院などで移送に費用がかかったとき※
- 手術などで輸血に用いた生血代※
- コルセットなどの治療器具代※
- 海外渡航中に受けた治療代(治療目的の渡航を除く)

※医師が必要と認めた場合。

■ 交通事故などにあつたとき

交通事故など他人の行為(第三者行為)によってけがなどをした場合は、いったん国保で診療を受けることができます。ただし、後日加害者に国保負担金を請求するため、被害者の届出が必要です。



■ 子どもが生まれたとき(出産育児一時金)

被保険者が出産したとき出産育児一時金が48万8,000円(産科医療補償制度に加入する医療機関で補償の対象となる出産をした場合は1万2,000円加算)が支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。ただし、国保加入後6か月以内の出産で、出産される人が1年以上継続して社会保険の被保険者(被扶養者は除く)であった場合は、社会保険への請求もできます。

■ 特定健康診査と特定保健指導

40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、生活習慣病予防のために、メタボリックシンドロームに着目した健診を行います。

- 受診方法** 集団健診・個別健診
- 実施期間** 6月1日から3月末日
- 実施場所** 集団健診: 王寺町保健センター
個別健診: 町内委託医療機関
- 自己負担額** 500円

受診時に必要なもの

- 保険証 ● 受診券 ● 質問票(事前記入が必要)
- 健診費用500円

※受診券、質問票は実施時期に合わせて郵送します。特定健康診査受診後、健診結果に応じて、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のために保健指導を実施しています。

■ 死亡したとき(葬祭費)

国保加入者が亡くなったときに、葬祭を行った人に3万円が支給されます。



■ 医療費が高額になったとき(高額療養費の支給)

重い病気や大きな手術などで保険診療を受け、1か月の一部負担金の額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費が支給されます。

■ 医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいるとき(高額介護合算療養費)

同世帯内で、国民健康保険と介護保険のそれぞれの自己負担額を合算した金額が、一定の基準を超えた場合は、申請により、超えた額が支給されます。



■ 人間ドック受診費用の一部助成

国民健康保険被保険者を対象に人間ドックの受診費用の一部を助成します。

助成対象者

- 下記の要件のいずれにも該当する人
- 受診日において35歳以上であること
 - 受診日現在、被保険者の資格を有すること
 - 申請日現在、1年以上被保険者の資格を有すること
 - 申請日現在、納期到来分の国保税を完納していること
 - 人間ドックを受診する年度に特定健康診査を受診しないこと
 - 特定保健指導に人間ドックの結果データを利用することに同意すること

助成金額

- 人間ドックの受診に要した費用(上限2万円※)
- ※当該年度に節目年齢(35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳)に到達する人は上限3万円となります。
- 被保険者1人につき、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に1回を限度とします。
 - 助成金の請求は、受診した年度の末日までに行ってください。

手続方法(助成までの手続きの流れ)

- ① 受診前に「人間ドック助成申請書」により申請
- ② 審査の上、申請者に「人間ドック助成(決定・却下)通知書」を送付
- ③ 決定を受けた人は、人間ドックを受診し、費用の全額を医療機関に支払う
- ④ 領収書及び受診結果の写しを添えて、「人間ドック助成金交付請求書」を提出
- ⑤ 助成金を交付

後期高齢者医療制度

国保健康推進課

対象者

- 75歳以上の人(生活保護受給者を除く)
75歳の誕生日から加入します。加入の手続きは不要です。
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人
申請により広域連合の認定を受けた日から対象となります。75歳になるまでは、いつでも撤回することができます。ただし、日をさかのぼって撤回することはできません。

保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で、被保険者一人ひとりに対して賦課されます。

保険料の納め方

特別徴収

年金支給の際に、年金から保険料が差し引かれます(制度に加入されたばかりの人や、住所を変われた人などは普通徴収から始まります)。

普通徴収

7月から翌年2月までの8期分を納付書で納めます。口座振替を申し込まれている人は、指定された預金口座から引き落とされます(国民健康保険で口座振替をされていた人でも、新たに申し込みが必要になります)。

医療費の自己負担額

医療機関で医療を受けるときに窓口で支払う費用は、所得区分により、医療費の1割・2割・3割となります。

健康診査

疾病を早期発見し、適切な医療につなげていくため、被保険者を対象に健診を実施します。

実施期間 6月1日～3月末日

実施場所 各医療機関(実施可能な医療機関は、予約時に医療機関にご確認いただくか国保健康推進課までお問い合わせ下さい。)

自己負担 500円

受診時に必要なもの

- 保険証 ●健康診査受診券
 - 質問票(事前記入が必要) ●健診費用500円
- ※受診券、質問票につきましては、実施時期に合わせ郵送いたします。

人間ドック受診費用の一部助成

後期高齢者医療保険被保険者を対象とし、人間ドックの受診費用の一部を助成します。

助成対象者

- 下記の要件のいずれにも該当する人
- 受診日現在、後期高齢者医療の被保険者の資格を有すること
 - 申請日現在、納期到来分の後期高齢者医療保険料を完納していること

- 人間ドックを受診する年度に特定健康診査及び後期高齢者の健康診査を受診しないこと
- 人間ドックを受診する年度に国民健康保険の人間ドックの助成を受けていないこと
- 後期高齢者の健康診査に人間ドックの結果データを利用することに同意すること

助成金額

人間ドックの受診に要した費用(上限2万円)
※被保険者1人につき、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に1回を限度とします。
※助成金の請求は受診した年度の末日までに行ってください。

手続方法(助成までの手続きの流れ)

- ①受診前に「人間ドック助成申請書」により申請
- ②審査の上、申請者に「人間ドック助成(決定・却下)通知書」を送付
- ③決定を受けた人は、人間ドックを受診し、費用の全額を医療機関に支払う
- ④領収書及び受診結果の写しを添えて、「人間ドック助成金交付請求書」を提出
- ⑤助成金を交付

福祉医療制度

国保健康推進課

子ども医療費助成

18歳まで(出生した日から18歳になった日以降の最初の3月31日まで)の子どもを対象に、健康保険証を使って病院にかかったときの医療費の一部を助成します。
※医療機関等の窓口で定額一部負担金を払っていただく現物給付方式は、令和6年8月診療分より、対象年齢を乳幼児(出生した日から6歳になった日以降最初の3月31日まで)から18歳(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)まで拡大する予定です。
※ただし、就労等により保護者の扶養から外れる場合は対象外となります。

ひとり親家庭等医療費助成

次の項目に該当する人を対象に、健康保険証を使って病院にかかったときの医療費の一部を助成します。

対象

1. 配偶者のいない父又は母に扶養されている児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童)
 2. 上記1. の児童を扶養している配偶者のいない父又は母
 3. 父母のいない児童
 4. 上記3. の児童を扶養している配偶者のいない祖父、祖母、兄又は姉等
- ※医療機関等の窓口で定額一部負担金を払っていただく現物給付方式は、令和6年8月診療分より、対象年齢を乳幼児(出生した日から6歳になった日以降最初の3月31日まで)から18歳(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)まで拡大する予定です。

心身障害者医療費助成

1歳から75歳未満で、身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2の交付を受けている人を対象に、健康保険証を使って病院にかかったときの医療費の一部を助成します。

重度心身障害老人等医療費助成

後期高齢者医療制度に加入している人で次の項目に該当する人を対象に、後期高齢者医療被保険者証を使って病院にかかったときの医療費の一部を助成します。

対象

1. 心身障害者医療費助成の対象となる障がいを持つ人で、後期高齢者医療制度加入者
2. ひとり親家庭等医療費助成の対象となる人で、後期高齢者医療制度加入者

精神障害者医療費助成

精神障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人を対象に、健康保険証を使って病院にかかったときの医療費の一部を助成します。

未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費(指定養育医療機関において養育医療にかかった入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額)を公費で負担する制度です(入院時の差額ベッド代や保険適用とならない治療費等を除く)。

国民年金

国保健康推進課

 <p>第1号被保険者</p> <ul style="list-style-type: none">●自営業者●学生●無職の人など	 <p>第2号被保険者</p> <ul style="list-style-type: none">●会社員●公務員	 <p>第3号被保険者</p> <ul style="list-style-type: none">●会社員・公務員に扶養されている配偶者
---	---	---

保険料

- 保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています。
- 保険料は年齢、性別、所得に関係なく全国一律です。
- 定額保険料＝保険料は定額で毎年度見直しが行われます。
- 付加保険料＝定額保険料に付加保険料(1か月400円)を加えて納めることにより、将来の老齢基礎年金の額を多く受け取ることができます。
- 将来の保険料を前払いすると割引される前納制度があります。

保険料の納め方

保険料は、日本年金機構から送られてくる納付書で、銀行や郵便局、コンビニエンスストア等で納めてください。納め忘れがなく確実な口座振替が便利です。また、クレジットカードでも納付できます。

任意保険加入者

- 次の場合は希望により加入することができます。
- ①60歳以上65歳未満で受給額を増やしたい人(老齢基礎年金を満額受給できない場合)
 - ②65歳以上70歳未満で受給資格期間を満たしていない人
 - ③外国に住む20歳以上65歳未満の日本人

年金の給付

手続き

第1号被保険者期間のみの納付の人は、国保健康推進課へ。第2・3号被保険者期間がある人は、大和高田年金事務所へ。

年金の種類	内容
老齢基礎年金	保険料の納付済期間と免除期間などを合算して10年以上ある人が、65歳から受けられます。 ※60歳からの繰り上げ支給も可
障害基礎年金	初診日の属する月の前々月までの保険料納付期間(免除期間も含む)が加入期間の3分の2以上になる人、もしくは初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がない人が(令和8年4月1日以前に初診日がある場合)、病気やけがにより政令で定められている障害等級表の1級または2級に該当する障がい者になったとき受けられます。 ※国民年金に加入する20歳になる前に1級、2級の障がい者になった場合は、20歳になった時から受給できます。
遺族基礎年金	死亡日の属する月の前々月までの保険料納付期間(免除期間も含む)が加入期間の3分の2以上になるか老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人、もしくは死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がない人が亡くなったとき(令和8年3月31日以前に死亡した場合)、その死亡した人によって生計を維持していた18歳未満の子(障がい者は20歳)のある妻、またはその子が受けられます。
未支給年金	年金給付の受給権者が死亡した場合、その死亡した人に支給すべき年金給付でまだその人に支給していないものがあるときは、その人と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹または3親等内の親族が支給を請求することができます。

国民年金独自の給付

年金の種類	内容
付加年金	通常の保険料のほかに月額400円の付加保険料を納めていた人が、老齢基礎年金を受けられるようになったとき加算して受けられます。
寡婦年金	第1号被保険者として保険料納付期間(免除期間も含む)が10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったとき、10年以上生活を共にしたその妻が60歳から65歳になるまで受けられます。
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。

加入・変更等の手続き

こんなときは届出を	持参するもの
20歳になって加入するとき(厚生年金・共済組合加入者は除く)	原則、手続不要。 ※日本年金機構から「加入のお知らせ」が届かない方は、大和高田年金事務所へお問い合わせください。
会社等をやめたとき	● 離職票又は退職証明書 ● 年金手帳又は基礎年金番号通知 ● マイナンバーカード(通知カード)
サラリーマンの扶養者でなくなったとき	● 社会保険資格喪失証明書等 ● 年金手帳(本人)又は基礎年金番号通知 ● マイナンバーカード(通知カード)
住所・氏名が変わったとき	● 年金手帳又は基礎年金番号通知 ● マイナンバーカード(通知カード)
保険料の免除を申請するとき	● 年金手帳又は基礎年金番号通知 ● マイナンバーカード(通知カード) ※ 離職票又は雇用保険被保険者証又は受給資格者証が必要な場合があります
学生納付特例を申請するとき	● 学生証又は在学証明書 ● 年金手帳又は基礎年金番号通知 ● マイナンバーカード(通知カード)
年金を受けようとするとき	詳しくは国民年金の窓口へ
死亡したとき	

保険料の免除と追納

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合、納付が免除される制度があります。

申請免除(申請は毎年必要)

前年の所得が少ない、失業しているなどの理由で納付が困難な人は保険料の全額または一部が免除されます(免除基準があります)。また、生活に余裕が出てきたときに10年以内であれば後から納付することができる追納制度があります。

学生納付特例制度(申請は毎年必要)

学生本人の所得が一定額以下であれば、免除されます。一般の免除と同様に追納ができます。

老齢基礎年金

請求先

1. 国民年金のみの加入者

- ① 第1号被保険者期間のみの人は国保健康推進課へ
- ② 第3号被保険者期間のある人や、合算対象期間(カラ期間)がある人は大和高田年金事務所へ

2. 厚生年金保険、旧船員保険、共済組合の加入者や加入期間のあった人

大和高田年金事務所、もしくは各共済組合へ

特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、障害基礎年金等を受給していない障がい者に対して福祉的措置を講じる観点から給付金の支給を行う制度です。

支給の対象は

- 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- 昭和61年3月以前の国民年金任意加入者であった被用者(厚生年金、共済組合などの加入者)の配偶者であつて、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障がい該当する人。

※所得によって支給制限となる場合があります。老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

介護

介護保険

福祉介護課

介護保険は老後、安心して生活できるよう、みんなで支えあうことを目的とした制度です。わが国は予測よりも早く人口減少時代に突入し、先進諸国でも類をみない急速な少子高齢化によって、介護の問題が老後最大の不安要因となっています。介護が必要になっても、できる限り自立して、尊厳をもって生活することは国民共通の願いですが、現実には家族だけで介護を行うことは非常に困難になっています。

介護保険制度は、介護を国民みんなで支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスを安心して受けられる制度です。

対象者・利用方法

保険料の支払方法やサービス利用などで下表のような違いがあります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上64歳以下の医療保険加入者
保険給付の対象者	寝たきりや認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活の生活動作について常に介護が必要になった人(要介護者) 家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な人(要支援者)	初老期認知症、脳血管障害など老化に伴う病気(特定疾病)によって介護などが必要となった人
保険料	所得に応じた保険料段階に設定(3年ごとに見直し)	加入している医療保険料の算定方法に基づいて設定
保険料の支払方法	年金額が一定以上の人は年金から天引きされ、それ以外の方は、納付書で個別に支払い	医療保険料と一体的に支払い

※65歳以上の人(第1号被保険者)には、65歳に到達する月に介護保険被保険者証を送付します。また40~64歳以下の人(第2号被保険者)には、要介護認定を受けた際に発送します。

介護

保険・年金

〈広告〉

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

エレベーター

怪我をしているときにも安心

車いすの方やキャリーバッグを持っている方など誰でも簡単に利用できます。

高さの違う記載台

車いすの方や身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

浮き出しているエレベーターのボタン

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。

**“安心”のある医療を
そして“希望”のある生活へ**

● 訪問診療 ● 訪問看護 ● 訪問リハビリ ● 訪問栄養

竹田内科クリニック

診療時間
午前 9:00 ~ 12:00
午後 17:00 ~ 19:30
休診日 土曜午後・木曜・日曜・祝日

訪問診療時間 14:00~16:00

アクセス 王寺駅北口すぐ、リーバー王寺西館3階
王寺町久度2丁目3-1 リーバー王寺西館3階 302号

TEL 0745-32-1166
FAX 0745-32-1152
URL <https://takeda-naika.info/>

HPもチェック!

介護保険資格手続き

■ 転入のとき

住民課窓口で転入の手続きを行った後、介護保険担当窓口で転入に伴う介護保険の手続きを行ってください。後日、王寺町の介護保険被保険者証を郵送します。
なお、転入前の市町村で要介護認定を受けている人は、手続きにより転入日から認定を引き継ぐことができますので窓口でその旨を申し出てください。

手続きの際に必要となる物	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険要介護・要支援認定申請書 (前住所で認定されている人のみ) ● 介護保険受給資格証明書 (交付されている人のみ)
--------------	---

■ 町内転居のとき

住民課窓口で町内転居の手続きをされた後、介護保険被保険者証を介護保険担当窓口にお持ちください。後日、新住所の介護保険被保険者証を郵送します。

手続きの際に必要となる物	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険被保険者証 ● 負担限度額認定証 (認定を受けた人) ● 介護保険負担割合証 (認定を受けた人)
--------------	--

■ 転出のとき

住民課で転出の手続きをされた後、介護保険担当窓口で転出に伴う介護保険の手続きを行ってください。その際、転出後の連絡先、要介護認定状況、保険料の納付状況を確認させていただき、介護保険被保険者証と負担限度額認定証及び負担割合証を回収させていただきます。

手続きの際に必要となる物	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険被保険者証 ● 負担限度額認定証 (認定を受けた人) ● 介護保険負担割合証 (認定を受けた人)
--------------	--

■ 被保険者死亡のとき

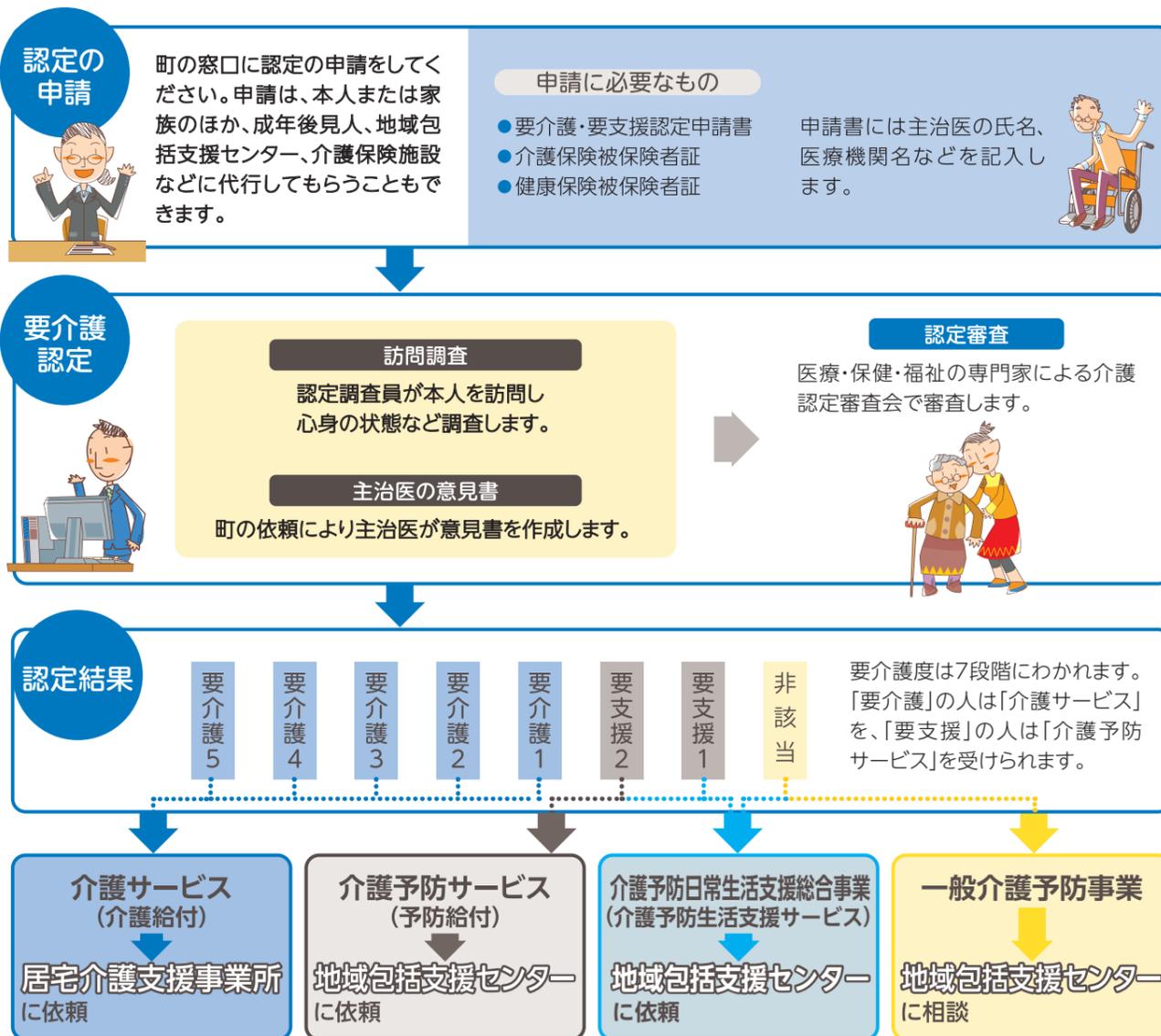
住民課窓口で死亡届を提出された後、介護保険担当窓口で資格喪失の手続きを行います。
交付済の介護保険被保険者証については、速やかに返還していただきますようお願いいたします。
なお、介護保険料等の変更のお知らせは、福祉介護課からご家族等にお知らせします。

手続きの際に必要となる物	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険被保険者証 ● 負担限度額認定証 (認定を受けた人) ● 介護保険負担割合証 (認定を受けた人)
--------------	--

要介護認定・介護給付

■ 要介護認定までの流れ

サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



要介護度は7段階にわかれます。「要介護」の人は「介護サービス」を、「要支援」の人は「介護予防サービス」を受けられます。

< 広告 >

社会福祉法人 やまびこ会
特別養護老人ホームさみた

『全ての方々と「縁」に感謝し、「和」の心で皆様と共に成長できるよう努めます』

奈良県北葛城郡河合町佐味田 198 番地 1
TEL 0745-58-3000 / FAX 0745-58-3002

2024年9月 新規有料老人ホーム開設！
介護予防から在宅でのリハビリ、施設介護までおひとりおひとりのケアサイクルに合わせて切れ目のない支援を！

地域に根差した医療・介護と生活リハビリを
ぬくもりグループ
社会福祉法人 誠敬会

特別養護老人ホーム ぬくもり香芝
香芝市下田西 2-7-61 ☎0745-78-6300
◆短期入所生活介護 (ショートステイ)
◆通所リハビリ ◆訪問リハビリ
ぬくもりグループ 🔍 検索



< 広告 >

介護付有料老人ホーム 奈良東病院グループ運営
エバーライフ香芝
介護が必要な方専用
訪問看護ステーション ひまわり併設
個別見学相談会 要予約 随時受付中

【ご利用料金】 ■ 返還金制度有/入居一時金の保金措置有り □ 入居一時金/100万円 キャンペーン中は0円

家賃 (通常)	65,000円	介護保険1割負担。おむつ代、医療費、有料のサービス料はご利用に応じて必要になります。管理費は事務・生活サポートのための人件費、共用施設の維持管理費が含まれます。
管理費 電気・水道含む	77,100円	
食費 1日3食×30日	52,620円	

入室キャンペーン随時実施中！
まずはお気軽にお問い合わせください。 TEL0745-71-7722

奈良県香芝市高206番
また奈良東病院グループ総合相談窓口 TEL0743-65-5141 受付時間 9:00~17:00

利用者負担の支払い・高額介護サービス費の支給

介護保険サービスや総合事業を利用したときの費用は、サービスの種類や利用時間、要介護状態区分などによって細かく決められています。
所得に応じてその1割又は2割又は3割が利用者の負担になります。
負担割合については、介護認定者に交付される「介護保険負担割合証」を確認ください。

居宅サービスを利用した場合の利用者負担	居宅サービスを利用した場合は、要介護状態区分ごとに、1か月に利用できるサービスの費用に上限(支給限度額)が決められています。限度額を超えたサービスを利用した場合は、超えた分の全額が自己負担になります。
施設サービスを利用した場合の利用者負担	施設サービスを利用した場合は、 (1)施設サービス費用の1割又は2割又は3割(食費・居住費・日常生活費等除く) (2)食費・居住費の負担限度額 (3)日常生活費など(日用品・おやつ代・理美容代等)が利用者負担となります。 なお、施設サービスの利用者負担は要介護状態区分などに応じて決められます。
1か月の自己負担が高額にならないためには…	《高額介護サービス費の支給》 介護保険制度(高額介護予防サービス費相当事業費:総合事業含む)では自己負担額の上限を設定しており、サービスの自己負担額がこの上限を超えた場合には、後から王寺町が「高額介護サービス費」として、超過分について保険給付をします(同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、世帯の合計額となります)。 対象者には、利用月の翌々月にお知らせと申請書を送付します。その後、申請書を受け付けてから次の偶数月に支給します。 一度申請されますと、以後対象となった場合には、自動的に振り込みいたします。 ☆福祉用具購入費や住宅改修費の1割又は2割又は3割負担分、介護保険給付対象外のサービスの利用負担、支給限度額を超える利用者負担は、高額介護サービス費の対象となりません。
介護保険と医療保険の負担が高額になった場合	《高額医療合算介護サービス費の支給》 介護保険(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費:総合事業含む)と医療保険の両方の負担が高額になった場合は、合算することができます。 介護保険(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費:総合事業含む)と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の負担を合算して、限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。

介護保険住宅改修費の支給

福祉介護課の窓口申請し、保険給付されるサービスに住宅改修費の支給サービスがあります。
在宅の要介護(要支援)認定者が、改修工事着工前に王寺町に事前に申請を行い、手すりの取付け・段差の解消などの住宅改修を行ったときは、王寺町が要介護等の心身の状況等から必要と認めた場合に限り、居宅介護(支援)住宅改修費が支給されます。
住宅改修費の支給は償還払いで、支給申請書の提出により行われます。支給額は住宅改修費の9割又は8割又は7割相当額(利用者負担は1割又は2割又は3割相当額)ですが、総額に上限が設定されています。
住宅改修費の支給限度基準額は、1人20万円です。
住宅改修費の支給は、工事完了後、領収書・完成の写真を届け出いただき、王寺町が確認・審査後、原則として届出の翌月下旬にお振り込みいたします。

手続きの際に必要な物	《工事前・事前審査時》 ●介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書 ●工事費見積書(内訳がわかるもの) ●ケアマネジャー等の理由書 ●改修前写真(日付入) ●住宅改修の承諾書(改修者と住宅所有者が異なる場合) 《工事完了後》 ●施行業者等への支払領収書(写し可) ●改修後の完成写真(日付入) ●工事費内訳書
申請様式	●介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書 ●住宅改修の承諾書 ●住宅改修が必要な理由書
留意事項	●介護保険の要介護認定を受けているか確認してください。 ●住宅改修費の対象となる工事が確認してください。 ●工事前の写真、ケアマネジャーの理由書、工事代金の領収書がない場合には支給できません。

介護

介護

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

高さの違う公衆電話

子どもでも使える高さ

子どもや車いすの方などさまざまな方に対応できる高さの異なる公衆電話。

高さの違う2種類の手すり

どんな世代でも使いやすい

身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

外国語の案内

住民だけでなく外国人観光客の方にとっても分かりやすい案内板。

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

多目的トイレ

高齢者や障がいのある方、お子さま連れなど誰でも利用できます。

感知式の水道蛇口

自動で水が出る

握力の弱い方だけでなく、衛生面が気になる方も安心して利用できます。

ピクトグラム

直感的に内容を伝える

図形で情報を伝えるので、言語に左右されず内容を認識できます。

福祉

介護保険福祉用具購入費の支給

福祉介護課の窓口で申請し、保険給付されるサービスに福祉用具購入費の支給サービスがあります。在宅の要介護者・要支援者が、介護保険法の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具（ポータブルトイレ・入浴補助用具など）を購入したときは、王寺町が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護（支援）福祉用具購入費を支給します。

申請書を受付・審査し、原則として申請の翌月下旬に福祉用具購入費をお振り込みいたします。

福祉用具購入費の支払は償還払いとなります。

支給額は、特定福祉用具の購入費の9割又は8割又は7割相当額（利用者負担は1割又は2割又は3割相当額）ですが、同一年度内の支給限度基準額は10万円となります。

手続きの際に必要な物	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書 ● 福祉用具購入の領収書 ● 購入した福祉用具の写真又はパンフレットのコピー ● 福祉用具個別援助計画書写し
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険の要介護認定を受けているか確認してください。 ● 福祉用具の購入費の対象となる用具か確認してください。 ● 購入した福祉用具の写真又はパンフレットのコピー、福祉用具購入の領収書が無い場合は支給できません。 ● 一度購入されると、翌年以降一定期間、同一の特定福祉用具は購入できませんので、先を見据えて購入してください。

地域包括支援センター

福祉介護課

地域包括支援センターとは

高齢者が住み慣れた地域で長く安心して暮らしていけるように、高齢者の総合的な相談や支援、必要なサービスの調整を行います。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門の職員がご相談に応じます。

介護保険やその他のサービスについての総合的な相談・支援

運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上・閉じこもり予防・認知症予防・うつ予防など重度化しないように支援していきます。

事業対象者から要支援1～2の方までの介護予防プランの作成

要支援者の方に、地域包括支援センターが1人ひとりの実態に合わせた介護予防マネジメント（介護予防ケアプラン作成）をおこないます。生活機能の維持・向上に効果がある予防サービスが導入されます。

高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護事業

ケアマネジャーへの支援や地域のネットワークづくり

『認知症なんでも！相談』を実施

王寺町在住の人で、認知症の人とご家族、ケアマネジャーやサービス事業者などの介護関係者など、介護に関することでお悩みの人、どこに相談していいかわからない人は、一人で抱え込まずに積極的に窓口を利用しましょう。また、認知症についての知識や予防に関する相談もあわせておこなっています。

- 『ハートランドしぎさん認知症疾患医療センター』の専門スタッフが相談に応じます。
- 開催予定は、広報紙を確認いただくか、当センターまでお問い合わせください。

介護予防相談

王寺町社会福祉協議会 ☎33-0294

王寺町在住の本人または家族を対象に、文化福祉センター1階相談室で介護福祉士による介護予防相談をおこなっています。費用は、無料です。

高齢者福祉

福祉介護課

「やわらぎの手帳」の交付

やわらぎの手帳優遇措置としてJRの乗車カード（イコカ）、奈良交通の優待乗車バスカード、タクシー優待券いずれかを利用していただけます。また、やわらぎの手帳優待サービスがあり、優待参加店舗での買い物等の際、手帳を提示することで協賛事業所の協力を得て、割引等の優待を受けることができます。平成29年度から段階的に対象年齢を引き上げ、令和7年度には75歳以上の方が対象となります。

高齢者運転免許自主返納者優待バス運賃補助

交通事故防止と運転免許証返納者の外出支援として、運転経歴証明書の交付を受けた70歳以上の人にやわらぎの手帳の「バスカード」利用時の一部負担金を無料とする助成制度があります。交付年齢等、諸条件があります。

緊急通報サービス

ひとり暮らしの高齢者の緊急時などに、大阪ガスセキュリティサービス（株）の受信センターへ緊急通報できる通報装置と希望者にはICTを活用した24時間見守り人感センサーを貸与します。

訪問理美容サービス

寝たきりなどの高齢者宅へ理美容師が訪問し散髪及び顔そりを行います。年3回を限度とします。

QRコードを利用した高齢者見守り事業

認知症などにより行方不明になる可能性のある人に、役場や警察の連絡先が登録されたQRコードシールを配布します。

配食サービス

ひとり暮らしなどで調理の困難な人に、昼食のお弁当を提供し、安否の確認を行います。（週2回、自己負担あり）

紙おむつ支給サービス

在宅高齢者（本人非課税者で、要介護3以上の常時失禁状態にある人）を介護しているご家族に、介護保険給付対象外の介護用品（紙おむつ）を支給します。

軽度生活援助サービス

ひとり暮らしなどでお困りの人に、草刈りや、簡単な作業など日常生活を送る上での援助をします。（自己負担あり）

養護老人ホーム

65歳以上の人で、経済・身体・精神的理由により、自宅で生活することが難しい人のための施設です（家庭の収入の程度によって費用を負担していただきます）。

見守り・SOSネットワーク事業

町内で活躍する事業者と協定を締結し、認知症の方など高齢者の見守りを行っています。

在宅介護支援センター

在宅の高齢者や介護者等に対し、在宅介護に関する総合的なご相談に応じ、各種サービスが受けられるように、関係機関との連絡調整や専門家による適切な助言及び情報提供を行っています。

所在地及び名称	王寺2丁目6番1号 まさごビル2階 王寺町在宅介護支援センター ハートランドしぎさん	☎33-5050
	葛下3丁目161番地の1 大和園王寺在宅介護支援センター	☎72-8580

〈広告〉

福祉用具レンタル・販売

住宅改修（手すりの取付等）



ひだまり工房

王寺町久度1-10-24

ショールーム併設

☎0745-72-8294
FAX 0745-72-8295

